

公益財団法人太宰府メモリアルパーク納骨堂（陽光院・天空院 20年納骨壇）使用規程

第1条（使用規程）

この規程は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「本靈園」もしくは「管理者」という。）の20年納骨壇の使用について定めたものです。

陽光院20年納骨壇は、最終埋収者の焼骨が納骨された翌年度11月1日、天空院20年納骨壇は、最終埋収者の焼骨が納骨された翌年度4月1日から起算して20年間、当該納骨壇にて焼骨を管理し、20年経過後に本靈園が20年納骨壇の焼骨を合祀墓に改葬し、合祀された焼骨の祭祀を本靈園が執り行います。

第2条（使用目的）

本靈園の20年納骨壇は、焼骨の収蔵（改葬を含む）以外の目的には使用できません。

第3条（使用資格）

本靈園の20年納骨壇は、国籍、宗教等の如何を問わず、使用することができます。

2 申込人が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員及びこれらの関係企業または団体等をいう。）に該当する方は使用できません。

第4条（永代使用料及び管理料）

本靈園の20年納骨壇を使用される方は、別に定める永代使用料及び本靈園の維持管理に要する費用として管理料を納入していただきます。ただし、管理料のうち1割を本靈園の運営費に充当します。

2 陽光院20年納骨壇の管理料は契約時に契約日の翌月から契約年の10月31日までの分を前納し、その後、最終収蔵者が納骨されるまでの間、毎年1年分前納していただきます。

天空院20年納骨壇の管理料は契約時に契約日の翌月から契約年度の3月31日までの分を前納し、その後、最終収蔵者が納骨されるまでの間、毎年1年分前納していただきます。

3 最終収蔵者が納骨され、20年の管理期間が始まった後の管理料の納入は不要です。

4 使用者個人の納骨壇の維持管理に要する費用はこの管理料には含まれません。使用者自身で納骨壇の維持管理をしていただきます。

第5条（20年納骨壇の所有権及び使用期間）

本靈園に永代使用料を納入した使用者には、20年納骨壇の使用権を貸与します。20年納骨壇の所有権は本靈園に帰属します。

2 20年納骨壇の使用期間は、陽光院は最終収蔵者の焼骨が納骨された翌年度11月1日、天空院は最終収蔵者の焼骨が納骨された翌年度4月1日から起算して20年間になります。20年経過後の20年納骨壇の使用権は本靈園に帰属します。

第6条（貸付証）

貸付証は、永代使用料及び管理料の納入後に発行いたします。

貸付証を紛失又は汚損された場合、記載内容に変更が生じた場合は、それぞれ本靈園規定の手数料を納め、再交付を受けて下さい。

第7条（使用期間終了後の祭祀について）

20年の使用期間が終了した後は、20年納骨壇に収蔵されている焼骨の祭祀は本靈園がいたします。

20年納骨壇に収蔵されている焼骨は20年の使用期間が終了した後、合祀墓へ改葬します。合祀墓に納骨された焼骨の返還・分骨・改葬の取り出しができません。なお、焼骨以外の収蔵品は撤去処分致します。

第8条（諸届けの義務）

使用者は、住所等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の書類で提出するものとします。

第9条（補償又は補修）

使用者が、その責に帰すべき理由により隣接する納骨壇に迷惑を及ぼした場合、納骨壇その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

2 使用者が第3条第2項に該当した場合は直ちに契約解除することができ、その解除に伴う費用及び損害の賠償の責一切を使用者が負います。

第10条（焼骨の納骨）

焼骨を納骨するときは、本靈園に事前に届け出て、法令の定める市町村長の発行する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証に本靈園所定の埋葬許可申請書をそえて、確認を受けるとともに別に定める埋葬手続料・納骨立会作業料を納入していただきます。

20年納骨壇に納骨できる骨壺の数は5寸壺で二柱です。

焼骨を納骨するときは、本靈園の職員が納骨立会作業をおこないます。

第11条（永代使用料、管理料の返却）

払い込み済みの納入金は以下の場合に限り返金します。

- ① 未使用であって契約後3か月未満のとき 納入金の90%
- ② 未使用であって契約後3か月以上3年未満のとき 納入金の50%

管理料は未経過月数分を返却します。いずれの場合も、本靈園の所定の手続きを経た後に、永代使用貸付証を返還していただきます。

第12条（20年納骨壇の使用権の取消し）

1 下記のいずれかに該当するときは、20年納骨壇の使用権を取消します。

- (1) 使用者が納骨壇を、本来の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 使用者が有償無償に拘わらず、第三者へ譲渡又は転貸したとき。
- (3) その他、本使用規定に違反したとき。

2 前項の各号により、20年納骨壇の使用権が取り消されたときは、本靈園は使用権が取り消された20年納骨壇の焼骨を任意の場所に改葬し、20年納骨壇の祭祀物等は撤去処分いたします。

3 本靈園は、第1項各号により使用権を取り消した20年納骨壇を、新たな利用希望者に対し、再び使用権を貸与することができるものとします。この場合、使用権を取り消された20年納骨壇の使用者及びその利害関係者は、本靈園に対し異議を申し立てることはできません。

4 管理料の未納が3年に及んだときは、最終収蔵者の焼骨の納骨を待たずに、20年の管理期間を開始します。
なお、管理期間の起算日は、管理料の未納期間に遡って起算します。

第13条（不可抗力による事故の責任）

天災地変など不可抗力による納骨壇の損害及び盗難、事故等、第三者による加害行為によって生じた被害について、本靈園においては一切その責任を負いません。

第14条（規程に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令に則り協議して決します。

第15条（規程の変更）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合など、使用者の一般の利益に適合するときや契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、個別の合意なく本規程を変更することができます。この場合は、本靈園のホームページに変更した旨及び変更の内容を公開します。

平成27年04月01日 制定

平成29年09月28日 改訂

平成29年11月22日 改訂

平成30年10月01日 改訂

令和01年09月27日 改訂

令和04年12月09日 改訂

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本規程を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、下記表示の納骨壇の使用の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認めます。

使用に際しては、本靈園が祖先を敬う尊い場所であることを認識し上記規程を遵守します。

年	月	日	使用納骨壇	区	番	号
			使用者住所			
			使用者氏名			印